指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
1	株式会社内田工業	茨城県小美玉市倉数 869-1	2-007832

2. 指名停止措置期間

令和3年6月18日 から 令和4年6月17日 まで 12か月間

3. 指名停止措置の適用範囲 石岡市が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)内田工業の使用人が、小美玉市職員に賄賂を供与したとして、令和3年5月31日、 贈賄の容疑で茨城県警に逮捕された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第2号(2) に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2 (抜粋)

措置要件	期間	
(贈賄)		
2 次の(1), (2)に掲げる者が茨城県内の公共機	逮捕又は公訴を知った日から	
関の職員(本市職員を除く。)に対して行った贈		
賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公	12 月以上 15 月以内	
訴を提起されたとき。		
(1) (略)		
(2) 使用人		